

## 施設整備計画支援業務公募型プロポーザル実施要領

江戸崎地方衛生土木組合

## 1 趣旨

この実施要領は、江戸崎地方衛生土木組合（以下「組合」という。）が発注する「施設整備計画支援業務」を委託するにあたり、価格のみによる競争ではなく、企画力、技術力、専門性、実績等において、当該委託業務に最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザル方式により行う手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 施設整備計画支援業務
- (2) 委託期間 契約締結日の翌日から平成28年9月30日まで
- (3) 委託業務の内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託限度額 97,558,000円（消費税及び地方消費税を含む）  
なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、本組合がこの金額で契約することを約束するものではない。

## 3 応募資格者の条件等

本事業のプロポーザルへの参加を希望する者は、以下の書類を提出し、本組合に対して参加表明を行うものとする。

### (1) 応募資格要件

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ②江戸崎地方衛生土木組合競争入札参加資格者名簿（コンサルタント業務）に登録されていること。
- ③募集要項公表日から契約の締結日までに、江戸崎地方衛生土木組合で準用する稲敷市契約事務等に関する規程（平成17年告示第2号）に基づく指名停止措置を受けていないものであること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの厚生手続開始決定がなされていない者及び民事再生法（平成14年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないもの。
- ⑤役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。

### (2) 提出書類及び部数

- ①プロポーザル参加意向申出書（様式1）・・・1部
- ②参加資格に関する申立書（様式2）・・・・・・1部

(3) 申出書等の提出期限等

参加意向申出書等の提出先及び期限は以下のとおり。

- ①提出先：江戸崎地方衛生土木組合総務課  
〒300-0511 茨城県稲敷市高田424  
TEL 029-892-2841  
FAX 029-892-2877
- ②提出期限：平成26年5月21日（水）17時00分まで
- ③提出方法：持参又は郵送

※郵送は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

(4) 参加の辞退

参加意向申立書を提出した後に辞退を希望する場合は「参加辞退届（任意の様式）」を提出すること。

4 質問及び回答

(1) 質疑応答書の提出

質問については「質疑応答書」により提出すること。なお、口頭での質問については一切受け付けない。

①提出期間

平成26年 5月21日（水）から 5月28日（水）までとし、  
時間は9時00分から17時00分までとする。

②提出方法

FAXにより提出することとし、送信表は不要とする。

(2) 質問の回答

質問に対する回答は、平成26年 5月29日（木）に当組合のホームページに公開する。公開の際の、質問を行った業者の名称は公表しないこととし、質問に対する回答は、本募集要領及びその他の提供資料の追加または修正とみなす。

5 提案書等の提出書類について

(1) 提案書について

以下の事項を記載し、提案書として提出してください。

- ①会社概要及び業務実績調書（様式3）
- ②業務実施体制調書（様式4）及び配置者調書（様式5）
- ③本業務に関する基本方針及び具体的な実施方法

④業務に関する業務フロー

⑤その他、本提出要領に記載のない事項であっても、本業務目的を達成させるために必要と思われる事項

なお、提案書については、10ページ程度（A4版）、また、業務フロー及び担当者等の資格等などについては、特に制限を設けないが、わかりやすく簡潔なものとする。

(2) 見積書について

見積書の作成にあたっては、上記の提案書の中で提出を求めた「業務フロー」等に基づいて作成・提出するものとする。

(3) 提出部数

提出書等の提出書類は、以下のとおり。

①プロポーザル提出書

②提案書・・・10部

③見積書・・・10部（1部原本、他9部コピー）

④業務実績書・・・10部

(4) 提案書の提出期限等

提案書等の提出先及び期限は以下のとおり。

①提出先：上記3.(3)に同じ

②提出期限：平成26年 6月 2日（月）17時00分まで

③提出方法：持参又は郵送

※郵送は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。

6 審査・選定・通知について

委託事業者は、組合が設置した「プロポーザル審査委員会」等において提案内容、業務実績等で総合的に審査し、以下の流れで評価順位を決定し、随意契約を行うものとする。

公 募



第1次審査：審査委員による書類審査 6月中旬予定

(審査により5社程度を選定)

・提出書類による提案書等の審査・評価

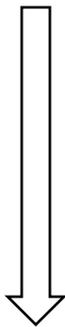
⇒提出のあったもののうち、各委員の合計点の上位5社以内を選定する。

⇒審査での審査結果に基づき、評価順位を決め、提出業者に通知する。



	審査項目	審査内容
1	事務所の実力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種業務の実績</li> <li>・類似業務の実績</li> <li>・専門分野別の保有技術者数及び有資格技術者の保有状況</li> </ul>
2	担当チームの能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総括責任者などの資格・経験</li> <li>・総括責任者などの業務実績</li> </ul>
3	技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境対策提案</li> <li>・余熱利用提案</li> <li>・災害等対策提案</li> <li>・デザイン性</li> </ul>

**第2次審査：プレゼンテーションによる審査 6月下旬予定**



- ・第1次審査により選定されたものを対象にプレゼンテーションを実施する。その採点と第1次審査の採点をそれぞれ20点満点、80点満点に換算し、委員の採点の合計点により契約候補者を選定する。合計点と同じ場合においては、「業務実績及び業務体制」の合計点により選定し、同点数の場合は、「技術提案」、「支援方法」、「プレゼンテーション」、「コスト」の順で選定する。さらに、全ての評価項目において同数の場合は、くじ引きにより選定する。
- ※当日の説明者は、本業務の担当予定者とする。(1社20分程度)

	審査項目	審査内容
1	担当チームの対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本条件の把握</li> <li>・業務の理解度</li> <li>・技術提案の実現性</li> <li>・業務への取り組み意欲</li> </ul>

**審査結果の通知** (平成26年6月下旬頃を想定)



**随意契約**

- ・総合評価が1位の者と詳細について打合せを行い、随意契約の作業に入る。

7 契約手続き等

- (1) 選定事業者と協議して、地方自治法第234条に規定されている随意

契約手続きを進めてください。

- (2) 選定した応募者が応募資格を満たされないと判明した場合、またはその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、次点の事業者と交渉します。

## 8 その他

- (1) 提案書等の作成にあたっての費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、一切返還しない。
- (3) 提出された提案関係書類は、組合が必要に応じて複製することがある。
- (4) 提出された提案関係書類は、営業上の秘密に該当する部分があると考えられることから、原則公表しないこととする。